

米価下落の要因分析と対応は

生産と消費の両面から対応する



平賀 守 議員
(明和会)

Q 今年の米の作柄は、
平年を下回っているにも
かわらず米価下落が続
いている。このことが農

家に与える影響は大きい
が、これについての要因
分析と、市の対応につい
て伺う。

A (市長) 米価下落の要
因は、大幅な米消費量の
減少、生産調整に取り組
まない生産者の過剰作付
け等が考えられる。現在
の需要調整と国の緊急対

策等を合わせて、生産調
整の実効性確保に努める
など、生産と消費の両面
から、関係機関と一体と
なって対応する。

農業ビジョンの策定

Q 農業ビジョンの設定
については、現状をとり
えつつ、将来における変

化を踏まえて設定してい
かなければならないと思
うが、産業の活性化と結
びつけて策定する構想は
ないか伺う。

A 産業活性化と結び付
けた例として、グリーン
ツーリズムの推進、雑穀
など第2次・第3次産業
との融合施策、バイオエ
ネルギー政策への取り組
み等が挙げられる。今後
とも米を取り巻く環境の
変化に対応した農業振興
に取り組んでいく。



農家生活体験学習によってグリーンツーリズムの推進が
図られています(東和地域で体験学習を行った川崎市立東
高津中学校)

新焼却施設の建設用地取得は

拡張計画にて地権者と協議中



照井 明子 議員
(無会派)

Q 岩手中部広域行政組
合における焼却施設建設
用地取得の進ちよく状況
と施設建設等今後のスケ

ジュールについて伺う。

A (生活環境部長) 建設
用地取得については、現
在、後藤野工業団地の拡
張計画として進めてお
り、地権者と協議してい
ると伺っている。今後は、
周辺地域の環境影響評
価、用地造成、施設建設
を経て、平成26年度供用

開始予定と伺っている。

市民の人権擁護策は

Q 市民主体の市政づく
りの一環として、行政お
よび民間福祉事業者が行
うサービスに関する市民
の苦情を、簡易迅速に処
理し改善を求め、市民の
人権利益の保護を図る福

祉オンブズマン設置の考
えはあるか伺う。

A (市長) 本市における
福祉サービスに関する苦
情等は、各施設が設置し
ている第三者委員のほ
か、市においても受け付
けており、問題があれば
指導、助言を行っている。
また、県や県国民健康保
険団体連合会においても
相談窓口が設置され、苦
情に対処できるることか
ら、現段階で福祉オンブ
ズマンの設置は考えてい
ない。



花巻人権擁護委員協議会の皆さんと人KENまもる君が市役
所を訪れ、人権尊重を訴えました(12/14)

大雨災害の検証と今後の対応

災害対応マニュアルを構築する



高橋 淑郎 議員
(花巻クラブ)

Q 9月17・18日の大雨
により市内全域のあちこ
ちで水害が発生し、田畑
の冠水、家屋の床上床下

浸水、土砂崩れ等過去に
例を見ない被害となった
が、市として被害状況の
把握はスムーズに行われ
たのか、災害時の対応に
ついて不備が無かったの
か、市の検証と今後の対
応について伺う。

A (総務企画部長) 今後
の対応のために、災害対
策対応マニ

ュアルを構築することと
して、適切な体制づく
りに努める。

振興センターの役割

Q 災害時において、振
興センターは、情報をよ
り早く正確につかめると
思うが、振興センターの
災害時の位置付けをどの
ようにしていくか伺う。

A 各振興センターのエ
リアにおける情報収集の
拠点施設とするとも
に、避難所として位置付
けていきたい。



災害時には、消防団をはじめ多くの人たちが対応に当たり
ました(9/18、石鳥谷地区)

医療機関で病後児等保育を

実施の方向で医療機関と協議



小原 雅道 議員
(花巻クラブ)

Q 核家族化の進行など
により、子どもの急な病
気の際に、見てくれる家
族がいらない保護者が増え

ている。そのような場合、
病気の児童を医療機関に
設けられた保育施設で一
時的に保育する事業事例
があるが、就労と子育て
の両立を支援する施策と
して導入する可能性はあ
るか伺う。

A (保健福祉部長) 医療
機関では、専用スペース

の確保や人員体制の整備
の面で実施機関が限られ
ること、定員に限りがあ
ること、外来混雑時の対
応が困難なことなどから
実施していないとのこと
であった。今後、実例を
参考にしながら実施の方
向で医療機関と協議を行
っていく。

中央省庁の情報収集

Q 中央省庁の生の情報
を、正確に、より早く把
握することが、自治体間
競争が激しさを増してい
る中にあるのは欠かせな
いと考えるが、情報収集
の方策を伺う。



ファミリーサポートセンターでは、病気の回復期の子どもを
一時的に預ってくれる「あずかり会員」を紹介しています

※「病後児等保育」=軽症だが病気の回復期に至っていない
または病気回復期にあるため、安静が必要な児童を保護者の
都合により育児できない期間一時的に預ること。